



島根県報

平成21年12月22日（火）

号外 第 218 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を（人 事 課） 2
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第85号）

1 規則の概要

通勤による災害に係る一部負担金の負担を免除されている職員に船員法に規定する船員である者を加えることとした。

2 施行期日

平成22年1月1日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第18条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、適用しない。